京都産業大学同窓会会則

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は京都産業大学同窓会と称する。

２　本会の通称名は「神山会」とする。

（目　的）

第２条　本会は会員相互の親睦をはかり、京都産業大学の充実・発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 大学当局と本部・支部および会員との連絡

(2) 会員名簿の管理

(3) 教育に関する各種の事業

(4) 広報に関する各種の事業

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（設　置）

第４条　本会は本部の事務所を京都市北区上賀茂本山、京都産業大学内に置き、支部は必要な地に置く。

第２章　会　員

（会　員）

第５条　本会の会員は正会員・特別会員・名誉会員・準会員・賛助会員の５種とする。

（１）正会員は次のとおりとする。

①京都産業大学各学部の卒業生

②京都産業大学大学院の修了者

（２）特別会員は、京都産業大学の現教職員および旧教職員のうち理事会の承認した者とする。

（３）名誉会員は、本会に功労のあった者で理事会の承認した者とする。

（４）準会員は、京都産業大学各学部の在学生とする。

（５）賛助会員は、京都産業大学各学部を３学年以上の学年において除籍または退学した者で、入会を希望し理事会の承認を得た者とする。

（退　会）

第６条　本会を退会しようとする者は、その旨書面で会長に届け出るものとする。

（会費納入）

第７条　正会員・準会員および賛助会員は、会費を納入しなければならない。会費は別に定める会費納入規程によるものとする。

（返　納）

第８条　既に納めた会費は、いかなる理由があっても返却しない。

（除　名）

第９条　会員で京都産業大学同窓会会則（以下「会則」という。）または理事会・総会の決議に違反した者、および本会の名誉を傷つける行為のあった者は、理事会の決議により除名することができる。

第３章　役員、理事、監事

（役員等）

第１０条　本会に次の役員（会長、副会長、専務理事、部長理事）、理事および監事を置く。

（１）会長	１名
（２）副会長	２～４名
（３）専務理事	１名
（４）部長理事（総務、財務、事業、広報、支部担当）	５名
（５）理事	１６～２０名
（６）監事	２名

（任　務）

第１１条　会長は本会を代表し会務を総理する。また、会長は総会の議長となる。

２　副会長は、会長を補佐する。

３　副会長のうち会長の指名する１名を会長代行とし、会長に支障があるときはその職務を代理する。

４　専務理事は、会長の命を受けて会務を総括する。

５　部長理事は、専務理事の命を受けて本会の会務を分掌して、本会の運営と会務の執行にあたる。

６　理事は、理事会を組織し、同窓会を運営する。

７　監事は、本会の会務ならびに会計を監査する。

（任　期）

第１２条　役員、理事および監事の任期は、任期満了に伴う選任のあった年の１２月１日から１期３年間とする。

２　役員、理事および監事である者の再任については、会長、副会長、専務理事および部長理事は連続２期までとする。

３　欠員による補充された前号の役員、理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任の際の連続任期には加算しない。

（役員選考委員会）

第１３条　役員、理事および監事の選考にかかる役員選考委員会については、別に定める。

２　役員選考委員会の委員には次の中から７名をもって組織し、常任理事会において選出する。

（１）名誉会長（京都産業大学学長）　１名

（２）大学教職員（京都産業大学学長からの推薦）１名

（３）会長経験者　１名

（４）参与　１名

（５）任期の終了する会長　１名

（６）任期の終了する副会長　１名

（７）理事経験者　１名

但し、上記（３）～（６）に該当者がなく充足できない場合は理事経験者を充当できるものとする。

３　役員選考委員会委員は、同窓会の理事、監事には立候補できない。

４　役員選考委員の任期は１期３年とし、再任されることができる。

（立候補）

第１４条　理事（専務理事および部長理事を除く）および監事に就任を希望する正会員は、立候補しなければならない。

２　立候補の書式は、別に定めることとし、自筆による所信表明用紙に経歴を付けて役員選考委員会委員長あてに別に定める期日までに提出しなければならない。

（選　出）

第１５条　理事および監事の選出にあたっては、会員情報を勘案して正会員の立候補者のうちから役員選考委員会において指名する。

２　前項に定める会員情報とは、会員の卒業学部、同窓会活動歴、地域性、年代層、男女比、所属クラブ（体育系・文化系）および社会での経歴等のバランスを指すものとし、それらを総合的に勘案して選考するものとする。
３　会長は、理事のうちから役員選考委員会において選出する。
４　副会長は、理事の中から新任の会長が任命し通常総会で報告する。
５　専務理事および部長理事は、名誉会長（京都産業大学学長）の推薦により、常任理事会の議を経て、通常総会２か月前までに現任の会長が任命する。
６　監事は、他の役員および理事を兼ねることはできない。
７　役員選考委員は選出した役員、理事および監事に対して選出通知書を発行する。
８　選出された役員、理事および監事は、選出通知書を受けた日から当該年１１月３０日までに役員選考委員会へ宣誓書を提出しなければならない。
９　役員選考委員会は、前項の宣誓書を提出しない選出された役員、理事および監事に対して、選出を取り消すことができる。
１０　役員選考委員会委員長は、選出された役員、理事および監事を通常総会に報告する。

（名誉会長および名誉顧問）
第１６条　本会に、名誉会長および名誉顧問を置くことができる。
２　名誉会長には京都産業大学学(総)長を、名誉顧問には学校法人京都産業大学理事長を理事会の議を経て推戴する。

（顧問および参与）
第１７条　理事会の決議によって、本会に正会員および特別会員の中から顧問および参与（同窓会活動への余人をもっての特別功労者）を置くことができる。
２　前同窓会会長は顧問となることができる。
３　顧問および参与は理事会で推戴する。

第４章　総　会

（通常総会）
第１８条　通常総会は毎会計年度終了後、開くものとする。

（臨時総会）
第１９条　臨時総会は必要に応じて開くものとする。

（招集１）
第２０条　通常総会および臨時総会は、会長がこれを招集する。

（招集２）

第２１条　通常総会の招集は、少なくとも期日より１週間前にホームページ等で、日時・場所を示さなければならない。

（報告事項）

第２２条　次の事項は、通常総会に報告するとともに、その概要をホームページ等に掲載するものとする。

（１）決算報告

（２）事業報告

（３）その他常任理事会で必要と認めた重要事項

（議　決）

第２３条　総会の決議事項は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第２４条　総会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した理事２名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

第５章　会　議

（会　議）

第２５条　本会の会議は、常任理事会および理事会とし、会長が招集する。

２　議長は、会長とする。

（常任理事会）

第２６条　常任理事会は、役員（会長、副会長、専務理事および部長理事）で組織する。

２　常任理事会は、同窓会の業務執行の決定を掌る。

３　常任理事会の開催は、原則として年４回とし、会長が認めた時は、臨時にこれを開くことができる。

４　緊急を要する場合は、文書の回付によって会議に代えることができる。ただし、次回の常任理事会において報告をしなければならない。

５　常任理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した部長理事２名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

（理事会）

第２７条　理事会は、役員（会長、副会長、専務理事および部長理事）、理事およ

び監事で組織する。

２　理事会の開催は、原則として年３回とし、会長が認めた時あるいは、理事の半数以上の請求があったときは、臨時理事会を開くことができる。

３　理事会は、会則の改正、その他総会に提出する重要事項を審議し、細則の制定、改廃、その他会の運営に関する重要事項を審議する。

４　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した部長理事または理事のうち２名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

（監　事）

第２８条　監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、評決には加わらない。

第６章　支　部

（支部の設置）

第２９条　本会は、別に定める規定により支部を置く。

第７章　会　計

（会計年度）

第３０条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（収　入）

第３１条　本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

（資産管理）

第３２条　会長は、本会の資産管理者となる。

２　本会の資産を処分しようとするときは、常任理事会の議決を経て理事会の議決によらなければならない。

（予　算）

第３３条　本会の予算は、常任理事会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

（決　算）

第３４条　本会の決算は、会計年度終了後の理事会において、監事の意見を付し、

理事会の承認を得なければならない。

２　会長は、通常総会の日より２週間前までに第２２条に掲げる書類を監事に提出しなければならない。

３　決算に剰余金があるときは、基本財産に繰入れまたは次年度に繰越すことができる。

（保　存）

第３５条　会計に関する記録は、７年保存とし、会長がこれを保存する。

第８章　事務局

（業務内容）

第３６条　本会は、会の業務を処理するために事務局を置き、その責任者として事務局長を置く。

２　事務局長は専務理事をもって充てる。

３　事務局に関する必要な規定は、常任理事会の議を経て会長が定める。

第９章　補　則

（補　則）

第３７条　本会の運営に必要な規定は、別に定める。

（会則改廃）

第３８条　この会則の改廃は、理事会において出席理事の３分の２以上の同意を得て行うことができる。

附　則

１　この会則は、平成２９年２月２６日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。

２　前項の定めにかかわらず、任期が平成２９年１２月１日からの役員、理事および監事の選出については、前項の施行日からこの会則第１３条から第１５条までの定めを適用する。

３　会長、専務理事の交代にあたり、新旧役員の同窓会運営にかかる引継ぎを円滑に行うために、猶予期間として１年間は必要に応じて諸会議等への出会を求めることができる。

附　則

この会則は、平成２９年８月２４日から適用する。

附　則

この会則は、令和８年４月１日から適用する。